

最高裁秘書第1559号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

津地家裁の庁舎建て替え工事に関して、津地家裁から寄せられた意見の内容、及びこれに対する最高裁判所の考えが書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年7月9日付け

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第26号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）